

令和3年度 第10回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年1月6日 木曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 藤松 美潮 13番 豊田 敏夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 52号	農地法第3条の申請について
議案第 53号	農地法第5条の申請について
議案第 54号	非農地証明願いについて
議案第 55号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 56号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について
議案第 57号	農地利用集積計画（案）の決定について
議案第 58号	農地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 8号	非農地証明書の発行取消しについて

議長	それでは、令和3年度第10回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時34分：開始)
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。</p> <p>なお、議案審議の前に、令和3年度第9回総会議案書の内容に修正がありますので、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、あけましておめでとうございます。事務局の です。本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案書の差し替えのお願いについてご報告します。</p> <p>変更の内容としましては、令和3年度第9回総会の際にお配りしておりました議案書2ページ、議案第48号番号1番の申請内容、農業用施設を農業用施設、駐車場用地、進入路用地へ修正します。</p> <p>つきましては、配付させていただきました資料への差し替えをお願いいたします。お手数おかけして、大変申し訳ございません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>本日の議事案件は、議案第52号から議案第58号までの7議案20件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	まず、はじめに「議案第52号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。</p> <p>では、議案書1ページをお願いします。</p> <p>「議案第52号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア、所有権の移転。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 aです。</p> <p>理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、 農業委員より説明願ひます。
 委員	12月21日に 農地委員と事務局職員2人とで現地確認に行きました。申請地は、 から へ入った突き当りを右に曲がった道路沿いの農地です。耕作には問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。

事務局	<p>譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地付近に住んでいる、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積は、畑のみ■■■a、計■■■aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番についても、■■■■農業委員より説明願います。
■■委員	<p>12月21日、■■委員と私と事務局職員2人とで現地確認を行いました。この案件は、以前、非農地証明の申請があった土地で、竹を切ったものですから、非農地にならないということでした、今度の議案に上がりました。</p> <p>場所としては、■■の県道を上がり、■■■を入ったところです。■■■さんは■■で、■■■栽培をやっている方で、家の前の農地に、■■■を植栽したいという申請であります。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>申請地は、以前非農地申請し、令和2年度5月総会で承認されています。当時は竹が生えており、非農地状態でしたが、現在は竹を伐採して農地として復元しております。</p> <p>非農地証明書の発行後に地目変更の手続きを進めてきましたが、法務局の現地確認の際に、確認よりも前に竹を伐採していたため、法務局で地目変更が認められなかった経緯があります。そもそも、その当時には地目変更の後に■■■さんへ売却する予定でしたが、地目変更ができなかったため、今回の3条申請に至ったというものになります。</p> <p>続いて、■■■■さんの所有農地はこれ以外に■■■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧の番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、</p>

	計aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。以上です。
議長	3番については、農業委員より説明願います。
委員	申請地は、から6kmぐらいのところでございます。沿いの住宅前の畑で管理をしている農地であります。よろしくお願ひします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を隣の住宅を購入予定の譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、さんの所有農地は、これ以外に約aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第52号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第52号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第52号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第53号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局のaです。よろしくお願ひします。 議案書2ページをお開きください。 「議案書第53号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、区、、歳。転用者、 、設立年。申請の土地、大字字 、地番、地目、地積m ² うちm ² 、ほか筆、合計筆のm ² うち m ² 。 申請内容、施設・資材置場用地・進入路用地として。申請理由、 を実施するために、を設置し、一時的に転用したい。こちらは、第2種農地です。 以上です。
議長	1番について、農業委員より説明願います。

<p>委員</p>	<p>12月21日に事務局職員と農地委員と現地を確認しました。場所は、 の の高台に位置します。そこは、 をポンプアップして農地として使っていたようです。1番上の土地なので、田としてではなく、カボスを栽培していたようですが、今は荒廃しています。風力発電のために、1年間風の状況を確認するということでの一時転用でございます。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>許可基準について事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>転用者の は、主に 周辺で太陽光発電・バイオマス発電・風力発電等の再生可能エネルギー事業を展開している企業です。転用の目的は、申請地周辺で新たに風力発電を行う構想があり、予備調査として15か月間の賃貸借契約を結び、申請地に気象観測を実施するための観測ポールを設置して一時的に利用することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、平地の確保ができること、十分な面積が確保できることから、この土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は公衆用道路、南側は畑及び用悪水路、西側は公衆用道路、東側は公衆用道路にそれぞれ接しており、一時転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されており営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地 筆 m²のうち m²に、観測ポール 基、ワイヤー支柱 か所・資材置場 か所・進入路を設置して利用する計画です。また、転用期間終了後、速やかに農地として復旧する誓約があり、一時転用について問題ありません。</p> <p>排水計画につきましては、北西の既存側溝に接続予定であり、財産管理者である 氏と令和3年12月14日に協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された預金残高証明書が添付されており確認済みです。</p> <p>大変すみません。1点修正がございます。先ほど、この土地については、農用地区域外農地であることの証明が提出されているとのことでしたが、今回、一時転用になりますので、農振除外は行っておりません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、「議案第53号」「農地法第5条の申請について」事務局及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>なしの声あり。</p>
<p>議長</p>	<p>お諮りいたします。「議案第53号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なしの声あり。</p>

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第53号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第54号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをごらんください。 「議案第54号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか、意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m ² 、合計■■筆の■■■■m ² です。申請地の状況は宅地で、転用または耕作放棄された理由は、昭和51年に父が申請地を購入し、住居を建築してしまったようです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	12月20日に、■■■■農地委員と事務局職員で現地の確認を行いました。申請地は、■■■■と■■■■付近、このすぐそばを北西に200mほど行った密集地、家が建っているところで、現在は空き家です。昭和51年に父が購入して、宅地に家を建てたそうです。ご審議をよろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	12月20日に現地を■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者の父親が売買により取得し、40年以上前に住宅を建てたそうです。 申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っていきます。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態管理し、売却したい意向のようです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、番号2番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m ² 、合計■■筆の■■■■m ² です。申請地の状況は原野で、転用または耕作放棄された理由、高齢のため耕作を断念し、雑草が生い茂ってしまったそうです。 以上です。
議長	2番について、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	12月21日に■■■■農地委員と私と事務局職員2名で現地確認に行きました。 申請地は、狭い道ですが、■■■■の手前に入った行き当たりのところにあります。息子さんも亡くなって、以前から耕作ができなくて、荒れている状況です。ガマの穂などが飛び、洗濯物につくというので、付近の人に大変迷惑をかけているようです。よろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を12月21日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は相続により申請地を取得しています。申請者は高齢のため耕作を断念して、現在は雑草が生い茂った状

	<p>況です。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、売却する意向だそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■、地積■■■m²、合計■筆の■■■m²です。申請地の状況は原野で、転用または耕作放棄された理由は、平成22年に相続により申請地を取得したが、相続時点で雑草が生い茂っており、耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番についても、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>現地は、2番案件の隣の土地になります。■■■さんは、お父さんが管理をしていましたが、高齢でできなくなってから、そのまま荒地になってしまったようです。先ほどと同様、付近の人に大変迷惑をかけているようです。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を12月21日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しております。</p> <p>申請者は相続により申請地を取得しています。相続時点で雑草が生い茂っていたため、耕作を断念したそうです。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、売却する意向だそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>番号4番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■m²、ほか■筆、合計■筆の■■■m²です。申請地の状況は宅地で、転用または耕作放棄された理由は、30年以上前に父が駐車場と農機具置場として使用してしまったそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農業委員より説明願います。
江藤委員	<p>12月20日に事務局職員と現地確認を行いました。場所は■■■■の手前500mぐらいのところ、■■■■沿いの土地です。今は■■■にお住まいですが、■■■に帰るといことで、住宅を改築するのに資金の借入れ額には担保が足りないということで、隣接の農地を全部非農地証明で宅地に変更するように申請がございました。よろしくお願いいたします。</p>

議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を12月20日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。申請者の父が平成3年頃に駐車場と農機具置場として使用してしまったそうです。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。農用地区域外農地である確認も行っていきます。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理したいそうです。</p> <p>以上です</p>
議長	只今、「議案第54号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第54号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第54号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第55号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>「議案第55号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、 、 、申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²です。杵築市空き家バンク登録番号 番で、宅地地番は杵築市 、宅地面積は m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、 農業委員より説明願います。
 委員	<p>12月23日、私と 農地委員と事務局職員2人で現地確認しました。場所は 手前の 入り口交差点から4km地点の場所です。現在、空き家バンクで家を購入し住んでいます。その一面に、農地があり、話がまとまったため購入するようになりました。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議長	指定理由について、事務局より説明願います。
事務局	<p>図面の3条位置図、「規則第17条第2項を適用する区域」をごらんください。空き家に附随した農地の所有権の移転については、これが16回目の案件となります。空き家の場所は、星で囲んでいる場所です。農地の場所は、空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>申請者は県外在住で管理が難しいため、今回の申請となりました。</p>

	<p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をし、来月以降3条申請を待つ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第55号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。申請の農地を「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域」に指定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第55号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第56号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、改めまして、おめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案書6ページをごらんください。</p> <p>「議案第56号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」であります。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1番、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。</p> <p>2番、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和4年1月6日、杵築市農業委員会。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第56号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」、事務局から説明がありましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第56号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」は、これを採択することにご異議ございませんか。採択される方は拍手をお願いします。</p>
各委員	<p>(拍手多数)</p>
議長	<p>ありがとうございました。拍手多数でありますので、「議案第56号」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」は、採択することに決めます。</p>

議長	次に、「議案第57号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書7ページをごらんください。</p> <p>「議案第57号」「農用地利用集積計画（案）」の決定について、農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、合計[]aです。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付けは、合計7筆の12,428m²です。</p> <p>続きまして、イ、所有権の設定です。</p> <p>番号5番、申請人、譲渡人、[]区、[]、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。農地売買等支援事業の公社買入れになります。譲受人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ申請人の譲受人の経営面積があれば、省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、譲渡人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。こちらも農地売買支援事業の公社買入れです。</p> <p>続きまして、議案書9ページです。</p> <p>番号7番、申請人、譲渡人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>続きまして、番号8番、[]、[]。申請の土地は、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²です。ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。</p> <p>続きまして、番号9番、申請人、譲渡人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。</p>

	<p>貸し手農家数■戸、借り手農家数■戸、利用権設定面積は全部で■■■■m²、所有権の設定面積は全部で■■■■m²で、合計■■■■m²です。</p> <p>補足説明で、公社買入れの番号5番から9番は、中間管理事業を通じて、■■■■へ売却する予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第57号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
事務局	<p>すみません。議案書8ページの公社の貸付けは、番号4番の■■■さんと公社の分だけですので、「合計■筆の■■■■m²」と議案書の訂正をお願いします。</p>
議長	<p>訂正よいですか。8ページの「公益社団法人大分県農業振興公社、合計■筆■■■■m²」ということです。訂正をお願いします。</p> <p>ほかにないですか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第57号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第57号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第58号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページをごらんください。</p> <p>「議案第58号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 淵野勇。借受人、■■■区、■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■、■■筆■■■■m²です。</p> <p>次の11ページが、先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号4番の農地中間管理機構に貸し付けた土地を、農地中間管理機構から10ページの方に貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第58号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第58号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。</p>

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第58号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第8号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	<p>議案書12ページをお願いします。</p> <p>「報告第8号」「非農地証明書の発行取消しについて」</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。取消し理由は、農地として復元したためです。こちらの案件は、令和2年度第2回5月総会において承認されております。</p> <p>詳しい説明は3条の第2番の案件になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和3年度第10回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時19分：終了)

令和4年1月6日